

緊急事態宣言下（警戒レベル第4段階）の具体的実施内容
（沖縄県対処方針）

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

（令和3年7月19日時点）

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の感染状況を踏まえ、時差登校を検討する。 ○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する ○ 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を延期、縮小する ○ 幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。 ○ 就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。 ○ 部活動は原則中止する。ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合や夏季休業期間中は、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う。 ○ 「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための必要な支援を行う。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校については、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。 ○ 県の警戒レベルが第4段階であり、同指針により最高レベルの取組を実施している。以下主な取組。 1 構内立ち入り制限の基本方針 原則、入構禁止 2 教育活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業等については、原則として遠隔授業。但し、演習など対面でないと困難な授業については対面での講義は可。演習、実習については、準備が整い次第、順次遠隔授業に移行する。 ○ 学外活動については、全面禁止。学生の課外活動については、全面禁止。但し、オンラインを活用し、対面とならない場合は可。 3 研究活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員については、原則、研究を停止。感染拡大防止措置を講じた上で、継続を必要とし、安全が確認された場合に限り研究を実施。 4 大学運営について <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務については、在宅勤務等を活用した勤務態勢を実施。会議は原則遠隔実施、但し、必要時に大学運営等の会議を対面可。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避する。 b 実習については、分散形式で実施する。 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。

3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で訓練を継続する。地域の感染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保する。 ○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中止を要請。

(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対し、引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
5. その他の公共的施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から利用サービスの一部を制限の上、開館する。 ・ 利用者に対し滞在時間の短縮を求める。 ・ 座席数削減、各居室の収容人数及びインターネット利用時間を制限する。 ・ 自主学習席は利用を休止する。 ・ 自主イベントは延期又は中止し、他主催イベントについては、延期又は中止を要請する。 ○ 図書資料宅配サービス(利用者費用負担)は継続する。
②青少年の家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から地域の感染状況を踏まえた上で、施設利用の一部を制限し、利用者の受け入れを再開する。 ○ ただし、活動人数、活動方法など感染対策を十分に行える範囲のものに限る。
③埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日(火)から感染対策を徹底し、入場制限を行い開所する。 ○ イベント等については感染対策マニュアルに基づいた感染対策を徹底し人員制限を行い実施する。
④地域環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から当面の間、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。 ○ 各種講座については、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で行う。
⑤博物館・美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日(火)から感染防止対策を徹底した上で開館する。(一部施設は当分の間休室) ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づき感染防止対策を徹底した上でイベントを実施する。
⑥沖縄空手会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で開館(専用利用のみ)する。 ○ 施設利用者には、感染拡大予防ガイドラインに基づいて3密回避及び手指消毒等の注意喚起を行う。 ○ 3密対策として、施設の利用人数の制限を実施する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から当面の間、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上、収容率50%以内で運営する。
⑧公文書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日(火)から、感染拡大予防ガイドラインに基づき、閲覧室及び展示室への入室制限を実施の上、開館する。

(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 7月12日(月)から当面の間、感染防止のため施設の利用制限を実施する。
②奥武山総合運動場	○ 7月12日(月)から当面の間、屋内施設の利用を原則停止する。 ○ 屋内施設の利用について、既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止又は延期ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 屋内施設の利用にかかる緊急事態宣言措置期間の利用分について、新規予約受付を停止する。 ○ 屋内施設の利用については、国民体育大会等に出場する場合の練習等に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。 ○ 屋内・屋外を問わず、施設を利用する場合にあたっては、各種ガイドラインに沿って、十分な感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。
③美ら海水族館	○ 7月12日(月)から当面の間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域について感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。
④首里城公園	○ 7月12日(月)から当面の間、首里城公園については、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。
⑤県営8公園施設	○ 7月12日(月)から当面の間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設のうち屋内施設については原則閉鎖とする。また、同有料施設のうち屋外施設については、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。 ○ イベントについては、県の対処方針に基づいた対応とするよう要請する。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 7月12日(月)から当面の間、有料施設のうち屋外施設については、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開園する。備品貸出については、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で貸し出しを行う。
⑧県営海浜公園(西原・与那原マリパーク、あざまサンサンビーチ、宇堅ビーチ)	○ 7月19日(月)から当面の間、遊泳等については、感染防止対策を徹底した上での利用とする。 ○ 屋内施設のシャワー室、更衣室及び売店等については、感染防止対策を徹底し、人数等入場制限を行った上での利用とする。 ○ バーベキューについては、県の対処方針に基づき当面の間中止する。
⑨市町村営海水浴場等	○ 県の対応について参考に送付し、県営海浜公園と同様の対応を要請する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
②万国津梁館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。

③沖縄県総合福祉センター	○ 7月12日(月)から当面の間、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上、収容率50%以内で運営する。施設の運営時間は、夜8時までとする。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 7月13日(火)から当面の間、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上、収容率50%以内で運営する。施設の運営時間は、夜8時までとする。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。